

板橋区里親制度運営要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(令和6年3月15日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭での養育に欠ける児童等に、温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図る板橋区里親制度（以下「本制度」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本制度の運営)

第2条 本制度の運営については、次の各号のとおりとする。

- (1) 本制度は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号。以下「最低基準」という。）、里親制度運営要綱（平成14年9月5日付け雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）その他関係法令及び板橋区児童福祉法施行規則（昭和40年3月31日東京都板橋区規則第12号）のほか、この要綱により運営すること。
- (2) 板橋区子ども家庭総合支援センター所長（以下「子ども家庭総合支援センター所長」という。）は、積極的に里親への委託促進を図るとともに、乳児院及び児童養護施設等の長（以下「施設長」という。）、児童委員、学校等をはじめ、里親会その他関係団体と緊密に連絡を保ち、本制度が円滑に運営できるように努めるここと。
- (3) 区長は、施設長に対して、社会的養護の一翼を担う一員として、板橋区子ども家庭総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）が行う里親への委託促進に協力するとともに、里親が安心して児童を受託できるよう支援等を求めること。

(里親の種類)

第3条 本制度における里親とは、法に定める里親であって、その種類は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 養育家庭 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を、養子縁組を目的とせずに、一定期間養育する里親として、区長の認定を受け、養育家庭名簿に登録された者
- (2) 専門養育家庭 要保護児童のうち、一定の専門的ケアを必要とする児童を、養子縁組を目的とせずに、一定期間養育する専門性を備えた里親として、区長の認定を受け、養育家庭名簿にその旨を登録された者
- (3) 親族里親 要保護児童の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）及びその配偶者である親族であり一定の要件を満たす要保護児童を養育する里親として、区長の認定を受けた者

(4) 養子縁組里親 要保護児童を、養子縁組を目的として養育する里親として、区長の認定を受け、養子縁組里親名簿に登録された者
(実施体制等)

第4条 本制度の実施に当たっては、各実施機関は、相互に連携しながら、制度の円滑な運営に努めることとする。

(認定等)

第5条 里親希望者は、認定前に区が指定する研修を受けなければならない。

2 里親の認定等の手続きについては、次の各号のとおり行う。

- (1) 里親希望者は、子ども家庭総合支援センター所長を経由して、区長に申請書及び必要書類（以下「申請書等」という。）を提出する。
- (2) 子ども家庭総合支援センター所長は、里親希望者から前号の申請書等の提出を受けたときは、認定前に区が指定する研修を修了していること及び里親の欠格事由に該当しないことを確認した上で、家庭調査を行い、その適否を明らかにする書類を作成し、当該申請書にこれを添付して区長に提出する。
- (3) 区長は、前号の規定による申請があった場合は、その内容の審査を行い、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条の規定により、板橋区児童福祉審議会の意見を聴き、適當と認めたときは、里親として認定し、里親登録簿に所定の事項を登録するものとする。
- (4) 区長は、前号の認定又は決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該里親希望者に通知しなければならない。

3 区長が里親を認定する基準については、板橋区里親認定基準（別記第1号様式）によるものとする。

(認定の取消し)

第6条 区長は、里親が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該里親の認定を取り消すものとする。なお、区長は、里親の認定を取り消すに当たり、必要に応じ、板橋区児童福祉審議会に意見を求めることがある。

- (1) 板橋区里親認定基準を満たさなくなったとき。
- (2) 不正な手段により認定を受けたとき。
- (3) 里親から認定の取消しの申し出があったとき。
- (4) 登録が取り消されたとき。
- (5) 児童の委託が解除されたとき（親族による養育家庭及び親族里親に限る。）。
- (6) 本人若しくはその同居人から第8条第1項第2号から第4号までに掲げる規定の該当の有無を確認するための同意が得られないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長にすべき届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(登録の更新)

第7条 登録の有効期間は、2年とする。

2 里親継続の意思のある者は、区が指定した研修を受けなければならない。

3 登録の更新の手続は、次の各号のとおりとする。

- (1) 里親継続の意思のある者は、登録の有効期間の満了の日までに、子ども家庭総

合支援センター所長を経由して、登録の更新を申し出る。

- (2) 登録の更新の申し出があった場合において、登録の有効期間の満了の日までに更新が行われないときは、従前の登録は、登録の満了の日後も更新がされるまでの間は、なお効力を有する。
- (3) 前号の場合において、登録の更新が行われたときは、その登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- (4) 子ども家庭総合支援センター所長は、里親継続の意思がある者から登録の更新の申し出があった場合、区が指定した研修の修了を確認した上で、家庭調査を行い、意見を付して区長に提出する。
- (5) 区長は、子ども家庭総合支援センター所長から前号の進達を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、更新の登録を行い、その旨を板橋区児童福祉審議会に報告する。ただし、板橋区里親認定基準に照らし、更新の登録が不適当であると認める者については、板橋区児童福祉審議会の意見を聴いて、更新の登録の可否を決定する。

4 前2項の取扱いについては、親族里親には適用しない。

(区長への届出)

第8条 里親が次の各号のいずれかに該当することとなったときには、当該各号に定める者は、30日以内に、その旨を子ども家庭総合支援センター所長を経由して、区長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
 - (2) 禁固以上の刑に処せられたとき 本人
 - (3) 法又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の規定により、罰金以上の刑に処せられたとき 本人
 - (4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行ったことその他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をしたとき 本人
 - (5) 経済的に困窮していない者とする要件に該当しなくなった場合 本人
- 2 里親は次の各号のいずれかに該当するときには、遅滞なく、その旨を子ども家庭総合支援センター所長を経由して、区長に届け出なければならない。
- (1) 登録事項について変更が生じたとき。
 - (2) 病気その他やむを得ない理由により、当該里親に委託する児童の養育を継続することが困難になったとき。
 - (3) 里親の認定又は登録の取消しを希望するとき。

(登録の取消し)

第9条 区長は、里親が次の各号のいずれかに該当するときは、当該里親の登録を取り消さなければならない。

- (1) 登録の取消しの申出を行ったとき。
- (2) 前条第1項の規定による届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定による届出がない場合であって、同項第1号から第5号ま

でのいずれかに該当する事実が判明したとき。

(4) 不正の手段により登録を受けたとき。

2 区長は、里親が次の各号のいずれかに該当するときは、当該里親の登録を取り消すことができる。

- (1) 最低基準の規定に違反したとき又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する保護者に準じる受託中の児童の就学を怠ったとき。
- (2) 区長により求められた報告を怠ったとき又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 登録の有効期間が満了したとき。
- (4) 認定が取り消されたとき。
- (5) 指定した研修を受講しないとき。

(委託)

第10条 子ども家庭総合支援センター所長は、法第27条第1項第3号の措置をしようとするときは、施設長、児童又はその保護者等の意見を十分聴き、里親制度の活用を図るよう努めるものとする。

2 子ども家庭総合支援センター所長は、委託中の里親が区外に転居した場合、当該児童の福祉を確保する上で望ましいと判断したときは、当該児童に限り、委託を継続することができる。

3 子ども家庭総合支援センター所長は、里親への委託措置が不適当と判断した児童について、一時保護を行う等により、児童の状況を十分に把握した上で、必要な措置をとることとする。

4 前3項に規定するもののほか、里親への委託措置については、里親委託措置指針（別記第2号様式）のほか子ども家庭総合支援センター所長が定める。

(自立支援計画)

第11条 子ども家庭総合支援センター所長は、委託に当たり、里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて、委託児童ごとに自立支援計画を作成する。

2 子ども家庭総合支援センター所長は、自立支援計画を里親に提示するに当たっては、里親に対し、自立支援計画の内容を十分に説明し、共通認識を得なければならない。

3 里親は、自立支援計画に従って受託児童の養育を行わなければならない。

(里親が行う児童の養育)

第12条 里親が行う児童の養育は、最低基準、前条の自立支援計画のほか、子ども家庭総合支援センター所長の指導、助言等に従い、誠実に行う。

2 里親は、子ども家庭総合支援センター所長から養育に必要な情報の提供を受け、また、指導、助言等を求めることにより、受託児童の養育内容の向上に努める。

3 里親は、児童の養育について、研修を積極的に受講するなどにより、養育の質の向上に努める。

4 里親は、受託児童の養育の状況に関する記録を整備しなければならない。

(里親への指導、助言等)

第13条 子ども家庭総合支援センター所長は、里親に対し、児童福祉司等の定期的な家庭訪問等により、児童の養育に必要な情報を提供し、適宜必要な指導、助言等を行う。

2 子ども家庭総合支援センター所長は、児童の養育に関して必要な指導、助言等を行ったにもかかわらず、里親がこの指導、助言等に従わない場合は、区長に意見を添えて報告することとする。

3 子ども家庭総合支援センター所長は、委託児童が総合支援センターに相談しやすいよう、連絡先の教示など体制の整備に努める。

(里親への支援)

第 14 条 区長は、里親が行う養育の内容が常に維持、向上されるよう、里親への必要な支援を行う。

2 子ども家庭総合支援センター所長は、里親や当該里親に委託された児童につき、その状況を把握し相談に応じるとともに、関係機関等と連携し必要な支援を行う。

(里親への研修)

第 15 条 区長は、里親の資質と養育内容の向上を図るため、体系的に研修を行う。

(里親同士の相互交流の促進)

第 16 条 子ども家庭総合支援センター所長は、所管区域の里親同士の相互交流を促進するよう、定期的に交流会等を行うとともに、里親会と緊密な連絡を保ちその取組に協力する。

(制度の周知)

第 17 条 里親制度に関する広域的な広報活動は、総合支援センターが行うとともに、施設長、都区市町村、児童委員、学校、里親会その他関係団体に対してその協力を求ることとする。また、総合支援センターは、日常業務等を通じて、制度の周知及び里親の開拓に努めるものとする。

(関係自治体との関係)

第 18 条 区長は、他の自治体に居住する里親に児童を委託しようとする場合又は他の自治体から区内に居住する里親への児童の委託を依頼された場合には、当該児童の福祉を最優先して、他の自治体と協働して適切に対応する。

(経費)

第 19 条 児童を里親に委託した場合の措置に要する費用は、別に定めるところにより区が負担する。

(損害賠償)

第 20 条 受託児童に係る事故について、里親が民法第 709 条及び第 714 条に基づく損害賠償責任を負う場合は、区が里親に代わってその責に任ずる。ただし、里親の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、里親制度の運営に当たり必要な事項については、子ども家庭総合支援センター所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、決定日から施行する。

板橋区里親認定基準

申請者の基本要件	養育家庭	専門養育家庭	親族里親	養子縁組里親
	<p>(1) 板橋区内に居住していること。</p> <p>(2) 心身ともに健全であること。</p> <p>(3) 児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。</p> <p>(4) 里親制度が社会的養護であることを理解し、「里親が行う養育に関する最低基準」(平成14年厚生労働省令第116号)を遵守するとともに、板橋区子ども家庭総合支援センター等関係機関と協働すること。</p> <p>(5) 児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。</p> <p>(6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他関係法令等が適用になること。</p> <p>(7) 申請者及び申請者と起居を共にする者が、次の各号のいずれかに該当していないこと。</p> <p>ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>イ 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</p> <p>(8) 経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること。(養育家庭(親族)は除く。)</p> <p>(9) 板橋区が実施する認定前研修の課程を修了していること。</p>	<p>(1)から(8)まで養育家庭と同じ。</p> <p>(9) 養育家庭として通算して3年以上の委託児童の養育経験がある者又は児童養護施設若しくは乳児院で直接処遇職員として通算して3年以上従事した経験がある者であること。</p> <p>(10) 板橋区が実施する専門養育家庭研修の課程を修了していること。</p> <p>(11) 申請者のうちのどちらかが委託児童の養育に専念できること。</p>	<p>(1)から(7)まで養育家庭と同じ。</p> <p>(8) 委託児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。</p> <p>(9) 次の全ての要件を満たす要保護児童の養育を受託することに同意していること。</p> <p>ア 両親その他児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できること。</p> <p>イ 申請者である親族が、親族里親制度によらず当該児童を養育する場合、当該親族が経済的に困窮し、生計を維持することが困難となってしまう状況にあること。</p> <p>(10) 板橋区が実施する認定前研修の課程を修了していること。</p>	養育家庭と同じ。

板橋区里親認定基準

家庭及び構成員の状況	(1) 家庭生活が円満に営まれていること。 (2) 申請者と起居を共にする者は、児童の受託について十分な理解を有するものであること。 (3) 申請者と起居を共にする者のうち、日常生活をする上で申請者が特別に対応しなければならない者がいないこと。 (4) 申請者は、配偶者がいない場合には、児童を適切に養育できると認められ、かつ、起居を共にし、里親の養育支援者として児童の養育に関わることができ、20歳以上の親族等がいること。ただし、養育支援者がいない場合であっても、児童を適切に養育できると認められる特段の事情があるときはこの限りではない。(養育家庭(親族)は除く。) (5) 申請者が要保護児童の親族である場合は、親族里親の(4)の要件を満たすこと。	(1)から(4)まで養育家庭と同じ。	(1)から(3)まで養育家庭と同じ。 (4) 申請者は、配偶者がいない場合には、原則として20歳以上の親族等と起居を共にし、又はこれらの者が近接地に居住し、児童の受託について十分な理解を有していること。	(1)から(3)まで養育家庭と同じ。 (4) 申請者は、原則として25歳以上であり、婚姻していること。ただし、夫婦の一方が25歳に達していない場合は、その達していない者は20歳に達していること。
居住地の状況 家庭家屋及び	申請者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであり、住居の広さ、間取りについては、実子及び委託児童の年齢、性別、人数や家族の構成に応じた適切な環境が確保されることが見込まれること。	養育家庭と同じ。	養育家庭と同じ。	養育家庭と同じ。
受託動機	(1) 申請の動機が児童の最善の福祉を目的とするものであること。 (2) 委託児童との養子縁組を目的としないものであること。	養育家庭と同じ。	申請の動機が児童の最善の福祉を目的とするものであること。	(1) 養育家庭と同じ (2) 委託児童との養子縁組を目的とするものであること

里親委託措置指針

- 1 板橋区子ども家庭総合支援センター所長は、児童の委託に当たって次の点に留意し、当該児童に最もふさわしい里親の選定に努めなければならない。
 - (1) 委託しようとする児童の性別、年齢その他児童を取り巻く環境について、事前に確認し、里親と児童との調整を行った上で、当該児童を適切に養育できると認められる里親に委託すること。
 - (2) 共働きの家庭又は就労中のひとり親家庭等を選択する場合は、特に面会、宿泊等による児童との交流が十分可能であること及び当該児童の生活時間に十分対応できる「養育時間」を確保できることを確認すること。
 - (3) 児童がこれまで育んできた人間関係や育った環境などの連続性を大切にし、可能な限り、その連続性を保障できる里親を選定すること。
 - (4) 乳児の委託は、その健康状態を十分に勘案の上行うこと。
 - (5) 虚弱な児童、身体障がいの児童、知的障がいの児童、被虐待の児童等については、知識、経験を有し、適切に養育できると認められる里親を選定すること。
 - (6) 里親希望者が児童の扶養義務者及びその配偶者である親族の場合には、親族里親として、扶養義務のない親族の場合には養育家庭（親族）として、当該里親希望者に対して委託すること。
 - (7) 児童が兄弟姉妹である等必要と認められる場合には、同時の措置によって、1の里親に対して2人以上の児童を委託することができること。
 - (8) 現に児童を委託している里親に、更に他の児童を委託する場合には、現に里親が養育している児童を委託した児童相談所の児童福祉司等の意見を聴いて、児童を委託すること。
 - (9) 将来的に健全な家庭生活を体験しがたいと思われる児童については、長期委託のほか短期等有期の方法による委託も考慮すること。
- 2 児童の援助方針の策定あるいは見直しの際には、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援することを最優先とした上で、家庭における養育が困難又は不適当である場合には、原則として里親委託を検討する。里親委託の検討は、児童にとって最善の利益を図る観点から行う。
なお、父母による監護が著しく困難又は不適当で、他に養育できる親族等がいない児童については、恒久的な養育環境を保証する観点から、養子縁組制度の活用を検討する。
- 3 里親委託に当たっては、児童の年齢や発達状況を考慮しながら、児童の意向を確認する。

別記第2号様式（第10条関係）

4 2の規定にかかわらず、日常生活若しくは社会生活が著しく困難になる持病や行動があり、心身ないし情緒の障がいに対し、特に専門的な対応又は治療が必要な児童については、委託を見合わせることが望ましい。

また、養育家庭委託については、実親等の状況（里親への攻撃や児童の連れ戻しのリスクがあるなど）から、里親委託が困難な児童についても同様とする。